

議案第85号

南部広域行政組合同規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、南部広域行政組合同規約を別紙のとおり変更する。

平成29年12月5日提出

南風原町長 城 間 俊 安

（提案理由）

糸満市・豊見城市清掃施設組合、東部清掃施設組合及び島尻消防、清掃組合（清掃事務のみ）の解散に伴い、南部広域行政組合において、その事務を継承することから、南部広域行政組合同規約を変更する必要性が生じたため、地方自治法第290条の規定に基づき本案を提案する。

南部広域行政組合格約の一部を改正する規約

南部広域行政組合格約（昭和５６年沖縄県指令総第１５４号）の一部を次のように改正する。

第３条第４号中「ごみ処理広域化計画及び施設整備」を「ごみ処理施設の設置及び管理運営」に改め、同条に次の１号を加える。

（５）し尿処理施設・汚泥再生処理センターの設置及び管理運営に関する事務
第５条から第８条を次のように改める。

（議会の組織及び議員の選挙の方法）

第５条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は２１人とし、次の各号に定めるところにより、組合市町村の議会において議員の中から選挙する。

（１）糸満市、豊見城市、南城市、八重瀬町、与那原町及び西原町 各２人

（２）南風原町、渡嘉敷村、座間味村、栗国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、中城村及び北中城村 各１人

（組合議員の任期）

第６条 組合議員の任期は、組合市町村の議会の議員の任期によるものとする。

（議長及び副議長）

第７条 組合の議会は、組合議員の中から議長及び副議長各１人を選挙しなければならない。

２ 議長及び副議長の任期は、組合議員の任期による。

（特別議決）

第８条 組合の議会の議決すべき事件のうち、組合市町村の一部に係るものの議決については、当該事件に係る市町村から選出されている組合議員の出席者の過半数の賛成を含む出席議員の過半数でこれを決する。

第１０条を次のように改める。

（会計管理者）

第１０条 組合に会計管理者１人を置く。

２ 会計管理者は、理事会の補助機関である職員のうちから理事会が命ずる。

３ 会計管理者は、組合の出納その他の会計をつかさどる。

第１２条を次のように改める。

（監査委員）

第１２条 組合に監査委員２人を置く。

2 監査委員は、理事会が組合の議会の同意を得て組合議員及び識見を有する者の中から各1人を選任する。

3 監査委員の任期は、組合議員の中から選任される者にあつては、組合議員の任期によるものとし、識見を有する者の中から選任されるものにあつては、4年とする。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行う。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

組合を組織する市町村

糸 満 市、豊見城市、南 城 市、八重瀬町、与那原町、南風原町、西 原 町、渡嘉敷村、座間味村、粟 国 村、渡名喜村、南大東村、北大東村、中 城 村、北中城村

別表第2を次のように改める。

別表第2（第3条関係）

組合の共同処理する事務

共同処理 する事務	市町村	
第3条第1号に関する事務	糸 満 市、豊見城市、南 城 市、八重瀬町、与那原町、南風原町、渡嘉敷村、座間味村、粟 国 村、渡名喜村、南大東村、北大東村	
第3条第2号に関する事務	糸 満 市、豊見城市、南 城 市、八重瀬町、与那原町、南風原町、渡嘉敷村、座間味村、粟 国 村、渡名喜村	
第3条第3号に関する事務	糸 満 市、豊見城市、南 城 市、八重瀬町、与那原町、西 原 町	
第3条第4号に関する事務	ごみ処理施設（新炉）	糸満市、豊見城市、南城市、八重瀬町、与那原町、西原町
	糸豊環境美化センター	糸満市、豊見城市
	東部環境美化センター （南城市、八重瀬町にあつては、可燃ごみ焼却処理及び付帯する事務に限る。）	南城市、八重瀬町、与那原町、西原町
	島尻環境美化センター （可燃ごみ焼却処理及び付帯する事務を除く。）	南城市、八重瀬町

第3条第 5号に関 する事務	岡波苑	糸満市、豊見城市
	汚泥再生処理センター	与那原町、南風原町、西原町、 中城村、北中城村
	清澄苑	南城市、八重瀬町

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成30年4月1日から施行する。

(事務の承継)

- 2 組合は、平成30年3月31日をもって解散する糸満市・豊見城市清掃施設組合、東部清掃施設組合及び島尻消防、清掃組合の事務（島尻消防、清掃組合にあっては、清掃に関する事務に限る。）を承継する。